

【別紙3】

松阪市中心市街地活性化複合施設・松阪市市民活動センター指定管理者審査選定評価表

	評価項目	該当様式	配点	評価 A～E
A	指定管理者候補団体等について	様式第8号・ 第4号	15点	
B	施設の維持管理について	様式第4号	10点	
C	施設の運営について	様式第4号	10点	
D	松阪市の市民活動の活性化に資する業務について	様式第4号	15点	
E	松阪市の市民活動に資する情報コーディネート業務	様式第4号	10点	
F	管理運営を安定して行う能力を有すること	様式第4号	15点	
G	収支予算書について	様式第5号 ～第6号	5点	
	提案金額について		10点	
H	自主事業について	様式第4号	10点	
合計			100点	

○審査評価及び選定方法

①評価方法

◇5段階評価とする。

- | | | |
|---|---------|--------|
| A | 優れている | 1.0×配点 |
| B | やや優れている | 0.8×配点 |
| C | 普通 | 0.6×配点 |
| D | やや劣っている | 0.4×配点 |
| E | 劣っている | 0.2×配点 |

②選定方法

- 委員は上表の評価項目に基づいて採点する。委員1人あたり100点の持点で、総合得点を500点満点(審査員5人)とする。
- 総合得点の最も多い団体を指定管理者候補団体とする。
- 総合得点が300点に満たない場合は、指定管理者として適当ではないものとする。
- 総合得点が300点以上の場合でも施設提供の提案について安全対策等の問題がある場合は、委員で協議を行い、指定管理者として適当ではないものと判断する場合がある。
- 全申請者の総合得点が300点に満たない場合は、最高得点者に対し、選定委員会において提案書等の修正を指示したうえ、提案書等の再提出の機会を与えることができるものとする。1週間後を目途とする。
- 再提出された提案書を、選定委員で、再審査を行う。
- 価格点について上限額を超える提案の場合は指定管理者として適当ではないものとします。